

マスコットキャラクター

# 岩沼係長

デザイン使用マニュアル



宮城県岩沼市

## 1.はじめに

マスコットキャラクター「岩沼係長」を使用する場合は、本デザイン使用マニュアルに沿ってご活用ください。

## 2.マスコットキャラクターの使用について

- (1)マスコットキャラクターに関する著作権、使用権は市に帰属します。マスコットキャラクターを使用する場合は、「岩沼市マスコットキャラクター使用取扱要綱」によって使用申請を行い、必ず事前に市の許可を受けてください。
- (2)マスコットキャラクターを使用する物品の見本又は原稿等は、使用申請時に市に提出してください。
- (3)マスコットキャラクターの使用は、このデザインマニュアルに従って正しく使用してください。**デザイン及びデータを、無断で複製・改変・切除・二次的使用等しないでください。**
- (4)マスコットキャラクターの表示色は、このデザインマニュアルで示した指定色、又は単色とします。やむをえず、これ以外の配色で使用する場合は必ず事前に市にご相談ください。
- (5)物品の完成後は、完成物品を市に提出してください。  
また、修正の指示があった場合はその指示に従ってください。ただし、現物提供が困難なものについては写真等確認できるものを提出してください。

## 【配色】

### 【カラー】

CMYK：プロセス4色(%)  
DIC：特色No.

■ 髪・メガネふち・靴  
K100

□ メガネ・ワイシャツ・名札  
K 0

■ 作業着  
M10 C15 DIC2199

■ 作業着(襟・袖)  
M50 C70 DIC142



肌  
Y30 M20 DIC2026

メガネ ハイライト部分  
C50 DIC2180

ネクタイ  
M80 C100 DIC222

ボールペン  
Y80 M80 DIC2506

市章  
M50 C100 DIC221

ズボン  
K42 DIC651

### 【モノクロ】

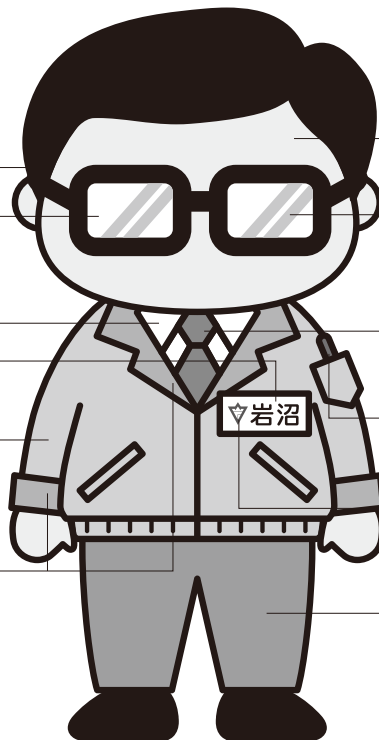
K：プロセスブラック(%)

■ 髪・メガネふち・靴  
K100

□ メガネ・ワイシャツ・名札  
K 0

■ 作業着  
K25

■ 作業着(襟・袖)  
K40



肌  
K10

メガネ ハイライト部分  
K30

ネクタイ  
K60

ボールペン  
K70

市章  
K80

ズボン  
K50

### 3. ロゴタイプ及び許可番号の表示について

- (1) マスコットキャラクターのデザインを使用する場合は、所定のロゴタイプをデザイン付近に表示してください。デザイン上、表示自体が困難な場合や適切な表示方法ができない場合は、市にご相談ください。
- (2) デザインの使用にあたっては、所定のロゴタイプと併せて市が発行する許可番号を必ず表示してください。ただし、市が認めた場合は省略することができます。

#### 【ロゴタイプ】 カラーは自由とし、単色

●横バージョン

- ① マスコットキャラクター  
**岩沼係長**
- ② 岩沼市マスコットキャラクター  
**岩沼係長**

●縦バージョン

- ①  
マスコットキャラクター  
**岩沼係長**
- ②  
岩沼市マスコットキャラクター  
**岩沼係長**

《書体》マスコットキャラクター TBUDゴシックStd R  
岩沼係長 TBUD明朝Std M (文字と同色の線で周囲フチドリ ※文字サイズ24ptの場合 [線幅]1pt [角の形状]ラウンド結合)

#### 【許可番号の表示】

●横バージョン



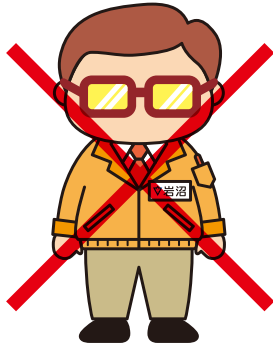
マスコットキャラクター  
**岩沼係長**  
※岩沼市許可 00-000

●縦バージョン



マスコットキャラクター  
**岩沼係長**  
※岩沼市許可 00-000

## 4. 使用禁止例について



①色を変更する



②輪郭を太く、または細くする



③変形させる



④特定の商品やサービスを推奨する表現をする



⑤バランスを変える



⑥キャラクターを切り取って使用する



⑦表情を変える



⑧キャラクターの上に文字を乗せる



⑨キャラクターを線のみにする



⑩ふきだしを作る

## 5. バリエーション

※デザインについては今後追加されます。

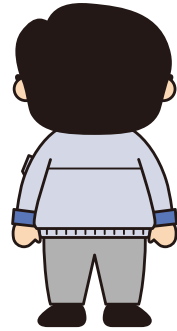
①



②



③



④



⑤



⑥



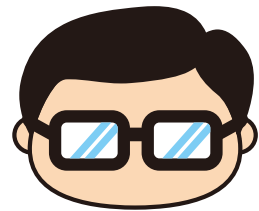
⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫



⑬



⑭



⑮



⑯



⑰



⑱



⑲



⑳



㉑



㉒



㉓



㉔



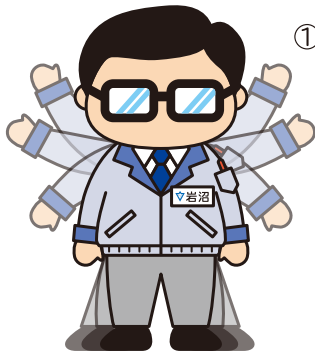
## 6. 基本デザインの変更について

- (1) 5. バリエーションのうち、①のポーズについては、申請者が基本デザインからポーズ(手足の動き)を変更することができます。デザインを変更できる箇所は予め指定されていますので、変更例に従ってデザインを作成してください。
- (2) 5. バリエーションのうち、①④⑤⑥のポーズについては、申請者が基本デザインから服装(上着、ズボン、靴、帽子)を変更することができます。デザインを変更できる箇所は予め指定されていますので、変更例に従ってデザインを作成してください。
- (3) **岩沼係長の設定やイメージに適さない表現はできません。**
- (4) **髪、肌、眼鏡の配色の変更はできません。**
- (5) **頭部や胴体の縦横比率の変更はできません。**
- (6) **企業や団体等を特定できる服装(制服やユニフォーム等)、商品や道具の使用はできません。**
- (7) **劇画調や手書き風の表現はできません。**
- (8) **基本デザインに基づくものでも、一部(手足の太さ、長さなど)が他のデザインと調和しない場合は、変更はできません。**



## 7. 基本デザインの変更例について

### (1) 基本ポーズの変更 (手を挙げる、物を持つなど)



①基本ポーズの変更は、手足の可動範囲内としてください。



②キャラクターに物を持たせる場合は、持つ物や大きさ等を確認するため、事前に市にご相談ください。

### (2) 服装の変更や追加 (アロハ、ジャージなど)



## 8. デザイン変更の際しての条件について

- (1) 変更したデザインに関する一切の権利は、市に帰属します。
- (2) デザインの変更は、申請者のデザイン要望を聞いた上で、市が作成するものとします。
- (3) デザインの変更に必要な費用は、すべて申請者が負担するものとします。
- (4) 変更したデザインは岩沼市が公表し、基本デザインと同じ条件で第三者が利用できるものとします。
- (5) デザインを変更する際は、岩沼市マスコットキャラクターデザイン変更に関する誓約書を提出してください。

## 9. 留意事項について

- (1) デザイン及びロゴタイプ(許可番号含む)は任意のサイズで表示できますが、視認可能な大きさで表示してください。
- (2) 特定企業をPRすることはできません。市の地域や物産などをPRすることは可能です。
- (3) 特定物品等又はデザインの使用者について、「岩沼係長」が品質保証を行うような表現はできません。

## 10. その他

マスコットキャラクターのご利用について、  
ご不明な点がございましたら、下記へお問い合わせください。

お問い合わせ先

**岩沼市役所 市民経済部 商工観光課**

住所: 〒989-2480 宮城県岩沼市桜1丁目6-20

電話: 0223-22-1111

電子メール: shoukan@city.iwanuma.miyagi.jp